

■ 医療安全対策に関する取組事項

医療安全管理部では、医療安全対策の目的として下記の対策を実施しております。

1. 医療安全に関する基本的な考え方

高木病院「生命の尊厳、生命の平等」の理念のもと、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者様が安心して安全な医療を受けられる体制を構築し、医療事故の発生防止対策や医療事故発生時の対応方法を講じ、医療安全の確保に努めます。また、患者様やご家族に十分な説明や情報提供を行われるように、患者様の自己決定権を支援するための体制を整えます。

2. 医療安全のための委員会その他組織に関する基本的事項

医療安全管理部では、「医療安全管理部門」を設け、以下のように対応しています。

①医療安全対策室の設置

②医療安全対策委員会の設置：医療安全に関係する14の委員会をもって構成しています。運営委員会とともにリスク大委員会を開催し、各部署の責任者並びに医療安全管理責任者、部長、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理者および医療放射線安全責任者が参加しています。また医療安全に関する内容を毎週1回、リスク小カンファレンスを開催し審議しています。

③症例検討会：医療事故レベル3b以上もしくは委員長が必要と認めた症例を対象に、該当部署と医療安全管理部とともに原因の追究を行い、今後の対策などを検討しています。

3. 医療安全対策のための職員研修に関する基本的事項

病院職員の医療安全対策に対する意識向上を目的として、医療安全対策に関する職員研修を年2回行います。また、必要に応じて臨時講習会を行います。

4. 医薬品、医療機器の安全管理体制

病院内での医療安全、医薬品、医療機器安全管理者および医療放射線に関する発生状況はリスク大委員会および病院管理会議で報告し、全職員に周知します。緊急を要する医療安全発生があった場合には臨時のリスク小カンファレンスを開催し、審議します。

5. 医療従事者と患者との情報共有に関する基本方針

患者様やご家族に対して、①インフォームドコンセントの徹底、②セカンドオピニオンの対応、③個人情報保護方針、④診療録開示について依頼があった場合、速やかに対応します。

6. アクシデント発生時の対応に関する基本方針

医療事故レベル3b以上または医療安全管理者が必要と認めた症例に関しては、医療安全対策マニュアルに基づいた対応を行います。

7. 他の医療機関等との連携に関する基本方針

地域の医療機関と連携し、医療安全対策等の情報共有やカンファレンスを定期的実施し、地域における医療安全対策の取り組みを推進します。

8. 患者等による指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様等に医療安全対策への理解と協力を得るため、院内掲示を行い積極的な閲覧の推進に努めます。

9. 医療安全対策の推進のために必要な基本方針

医療安全対策の推進のため「医療安全管理マニュアル」を整備し、必要に応じて改訂を行います。



医療法人社団 高邦会

高木病院